

町長交際費執行基準

平成16年5月31日町長決裁

(目的)

第1条 この基準は、町を代表して外部との交際、交渉等に要する町長交際費を適正に支出することにより、公正な町政運営を確保することを目的とする。

(執行基準)

第2条 執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、当該交際費を執行することができる。

- (1) 町を代表して社会通念上必要と認められる経費であること
- (2) 町政の円滑な遂行、進展及び信頼関係の維持増進のために必要な儀礼的経費であること
- (3) 政治活動又は選挙活動に関係していない経費であること
- (4) 宗教団体が行う宗教行事に関係していない経費であること
- (5) 必要最小限の適正な経費であること

(支出項目、内容及び金額)

第3条 交際費は、文書による出席依頼により支出することを基本とし、支出の対象となる項目、内容及び金額は次のとおりとする。

項目	内容	金額
慶祝	祝賀会、記念式典、落成式、竣工式で飲食を伴う場合の支出に係る経費	相当額
弔慰	別表「弔慰金等支出一覧表」に基づく香典、供花等の支出に係る経費	別表参照
見舞い	病気等見舞いは、町議会議員が10日以上入院を要する場合の支出に係る経費 その他、国会議員、知事、県議会議員、近隣首長は当町との関係を考慮し対応	10,000円を限度とする
賛助・協賛	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときの支出に係る経費	10,000円を限度とする
各種団体の会議、行事等	町政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、飲食を伴う場合の支出に係る経費	①会費の明示がある場合は、精査のうえ対応する ②会費の明示がない場合は、依頼先に確認し精査のうえ対応する ・会場が公共施設等 3,000円を限度とする

		・会場が飲食店等 10,000円を限度とする
記念品、餞別等	町政運営に対し、顕著な功労、協力及び交流に対する儀礼上の支出に係る経費	20,000円を限度とする
渉外	<ul style="list-style-type: none"> ・町政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のために必要なPR用特産品等の購入に要する経費 ・意見交換会等の開催に要する経費 <p>ただし開催にあたっては、目的、内容、相手方等を十分勘案し、適切な場所で、必要最小限の参加者によるものとする</p>	相当額

(支払の証明)

第4条 交際費の支出に当たっては、領収書を徴するものとする。ただし、香典等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、「領収書等を徴し難い事情の支出明細書」で対応する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、町長が必要と認めた場合はそのつど協議のうえ対応する。

2 この基準については、今後とも交際費に関わる支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行うこととする。

附 則

この執行基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この執行基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この執行基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この執行基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この執行基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）
弔慰金等支出一覧表

（単位：千円）

区 分	本 人		同居の親族及び一親等の親族（父母・子）	別居の親族一親等で血族（実父母・実子）	過去に在職した本人	
	供花等	香典	香典	香典	供花等	香典
町長・助役・副町長・収入役・教育長	○	10	5	5	○	10
町議会議員	○	10	5	5	○	10
職員	○	10				
町立小・中学校長		10				
非常勤特別職等	国からの委嘱による委員等（民生児童委員・人権擁護委員・保護司・行政相談員）	10				
	地方自治法の規定により設置される委員（教育委員・選挙管理委員・公平委員・監査委員・農業委員・固定資産評価委員）	10				
	産業医・保育所嘱託医・町医・学校医・学校歯科医・学校薬剤師	10				
消防団長・副団長		10				
消防団員		10				
国会議員・知事・県議・近隣首長		10	10			

注意事項

- 1 過去に在職した本人については、町長、助役、副町長、収入役及び教育長に在職した全ての者を対象とし、町議会議員は1期（4年）以上在職した者を対象とする。
- 2 兼職の場合は上位の職とする。
- 3 一部事務組合については、そのつど構成市と協議のうえ対応する。
- 4 消防団員は、公務により死亡した場合のみの対応とする。